

伊方発電所

放射線管理等について

令和2年8月

四国電力株式会社

1. はじめに

本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」改正を踏まえ変更認可申請した伊方発電所原子炉施設保安規定の記載に関する補足資料とする。

2. 保安規定記載について

2.1. ALARA の考え方（実用炉規則第 92 条第 1 項第 11 号、14 号）

現状、許認可図書における ALARA に関する記載は以下の通りである。

許認可図書	ALARA に関する記載
設置変更許可申請書	添付書類八 運転保守 放射性廃棄物管理 放射線管理
保安規定	第 2 条（基本方針）

ALARA は個別の保安活動に紐付くものではなく、各保安活動が総合的に相まって実現されるものであることから、現状は、保安規定第 2 条に基本方針として記載し、第 6 章（放射性廃棄物管理）および第 7 章（放射線管理）には法令に要求される事項を条文に具体的に記載しているが、設置変更許可申請書記載との関連性を考慮し、保安規定の第 6 章（放射性廃棄物管理）および第 7 章（放射線管理）に ALARA に関する記載を追記することとする。

なお、第 6 章（放射性廃棄物管理）および第 7 章（放射線管理）の各条文の保安活動が総合的に相まって実現されるものと考えているため、両章の冒頭に基本方針を追加するとともに第 7 章（放射線管理）の章に ALARA に係る保安活動を明記することとする。

第 6 章 放射性廃棄物管理

（放射性廃棄物管理に係る基本方針）

第 98 条の 2 発電所における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。

第 7 章 放射線管理

（放射線管理に係る基本方針）

第 103 条の 2 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。

（放射線業務従事者の線量管理等）

第 111 条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで所員の放射線業務従事者の線量低減に努める。

2.2. 排気監視設備及び排水監視設備（実用炉規則第 92 条第 1 項第 10 号）

放出管理に係る設備の設置および使用方法については、第 6 章（放射性廃棄物管理）に測定項目、計測器種類、測定頻度等を記載している。

また、放出管理用計測器の機能維持を行うことを明確に位置づけるよう、第 8 章施設管理の第 119 条 3. 保全対象範囲に追加する。

2.3. 放射線測定器の管理、放射線の測定の方法（実用炉規則第 92 条第 1 項第 12 号）

放射線測定器（放出管理用計測器、放射線計測器類）の種類、所管箇所、数量および使用方法については、第 7 章（放射線管理）に計測器種類、担当課長および数量等ならびに場所、測定項目および測定頻度等を記載している。

また、放射線計測器類の機能維持を行うことを明確に位置づけるよう、第 8 章施設管理の第 119 条 3. 保全対象範囲に追加する。

## 第 8 章 施設管理

### 第 119 条

（中略）

#### 3. 保全対象範囲の策定

組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。

- (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備
- (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備
- (3) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和 40 年通商産業省令第 62 号）（以下、「省令 62 号」という。）」に規定される設備（2 号炉）
- (4) 原子炉設置（変更）許可申請書および設計および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を受けた設備（3 号炉）
- (5) 多様性拡張設備<sup>\*\*1</sup>（3 号炉）
- (6) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備
- (7) 第 102 条（表 102）に定める放出管理用計測器および第 114 条（表 114）に定める放射線計測器類
- (8) その他自ら定める設備

（中略）

#### 6. 保全計画の策定

(1) 組織は、3.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。

（中略）

##### a. 点検計画（6.1 参照）

（中略）

#### 7. 保全の実施

(1) 組織は、6.で定めた保全計画に従って保全を実施する。

（以下、省略）

#### 2.4. 放射性廃棄物の廃棄（実用炉規則第92条第1項第14号）

周辺環境への放射性物質の影響を確認するための環境放射線モニタリングについて、保安規定の第7章（放射線管理）に明記することとする。

なお、具体的な管理については、現状においても二次文書等に定めて実施している。

#### 第7章 放射線管理

（平常時の環境放射線モニタリング）

第113条の2 放射線・化学管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。

「平常時の環境放射線モニタリング」の明記に伴い、現状、第113条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）に記載している環境放射線モニタリングに係る内容は削除する。

#### 2.5. 線量、線量当量、汚染の除去等（実用炉規則第92条第1項第11号）

放射線業務従事者の実効線量及び等価線量について、第111条（放射線業務従事者の線量管理等）に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認している。

内部被ばくによる線量の測定は、ホールボディカウンタにて行っており、その管理については、第114条（放射線計測器類の管理）に定めて機能維持を図っている。

また、外部被ばくによる線量の測定は、二次文書等に基づき個人線量計（ガラスバッジ）にて行っており、その管理については測定サービス事業者にて実施している。

#### 3. 廃止措置プラントについて

上記は、運転段階の発電用原子炉施設に係る第1編について記載したものであるが、廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る第2編についても同様の考え方に基づき変更する。

以 上

<p>変更後の第1編 (運転段階の発電用原子炉施設編)</p> <p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p><u>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</u>  <u>第98条の2 発電所における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>変更後の第2編 (廃止措置段階の発電用原子炉施設編)</p> <p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p><u>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</u>  <u>第298条の2 発電所における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>
--	---

変更後の第1編 (運転段階の発電用原子炉施設編)

(放出管理用計測器の管理)

第102条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表102に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表102

分類	計測器種類	担当課長	数量
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	2台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 <sup>※1</sup>
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	4台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台 <sup>※1</sup>

※1：1号炉，2号炉および3号炉共用

※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

第8章 施設管理

(施設管理計画)

第119条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。

【施設管理計画】

3. 保全対象範囲の策定  
組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。  
(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備  
(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備  
(3) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年通商産業省令第62号)(以下、「省令62号」という。)」に規定される設備(2号炉)  
(4) 原子炉設置(変更)許可申請書および設計および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を受けた設備(3号炉)  
(5) 多様性拡張設備<sup>※1</sup>(3号炉)  
(6) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備  
(7) 第102条(表102)に定める放出管理用計測器および第114条(表114)に定める放射線計測器類  
(8) その他自ら定める設備

変更後の第2編 (廃止措置段階の発電用原子炉施設編)

(放出管理用計測器の管理)

第302条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表302に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表302

分類	計測器種類	担当課長	数量
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	1台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 <sup>※1</sup>
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	2台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台 <sup>※1</sup>

※1：1号炉，2号炉および3号炉共用

※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

第8章 施設管理

(施設管理計画)

第319条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。

【施設管理計画】

3. 保全対象範囲の策定  
組織は、原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。  
(1) 廃止措置計画で定める性能維持施設(以下、本章において「性能維持施設」という。)  
(2) 第302条(表302)に定める放出管理用計測器および第314条(表314)に定める放射線計測器類  
(3) その他自ら定める設備

<p>変更後の第1編 (運転段階の発電用原子炉施設編)</p> <p>第7章 放射線管理</p> <p><u>(放射線管理に係る基本方針)</u>  <u>第103条の2 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>変更後の第2編 (廃止措置段階の発電用原子炉施設編)</p> <p>第7章 放射線管理</p> <p><u>(放射線管理に係る基本方針)</u>  <u>第303条の2 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>
---	---

変更後の第1編 (運転段階の発電用原子炉施設編)

第2節 被ばく管理

(放射線業務従事者の線量管理等)

第111条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じること、所員の放射線業務従事者の線量低減に努める。

2 放射線・化学管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表111に定める項目および頻度にもとづき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。

表111

項目	頻度
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1

※1：女子（妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。

変更後の第2編 (廃止措置段階の発電用原子炉施設編)

第2節 被ばく管理

(放射線業務従事者の線量管理等)

第311条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じること、所員の放射線業務従事者の線量低減に努める。

2 放射線・化学管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表311に定める項目および頻度にもとづき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。

表311

項目	頻度
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1

※1：女子（妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。

変更後の第1編 (運転段階の発電用原子炉施設編)  
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定

- (外部放射線に係る線量当量率等の測定)  
第113条 放射線・化学管理課長は、管理区域内において、表113-1および表113-2 (第105条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る)に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。
- 2 放射線・化学管理課長は、表113-1に定める周辺監視区域境界付近 (測定場所は図113に定める。)における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。
- 3 放射線・化学管理課長は、第1項または第2項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。

表113-1

場 所	測定項目	測定頻度
管理区域内 <sup>※1</sup>	外部放射線に係る線量当量率 <sup>※2</sup> 外部放射線に係る線量当量 <sup>※3</sup> 空気中の放射性物質濃度 <sup>※3</sup> 表面汚染密度 <sup>※3</sup>	毎日運転中1回 1週間に1回 1週間に1回 1週間に1回
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量 <sup>※4</sup> 空気吸収線量率 <sup>※4</sup> 空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回 常 時 3ヶ月に1回

- ※1：人の立ち入り頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定  
 ※2：エリアモニタにおいて測定する項目  
 ※3：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。  
 ※4：モニタリングポストおよびモニタリングステーションにおいて測定する項目

表113-2

場 所	測定項目	測定頻度
汚染のおそれのない管理区域 内	表面汚染密度	1週間に1回 汚染のおそれのない 管理区域が設定され ている期間

変更後の第2編 (廃止措置段階の発電用原子炉施設編)  
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定

- (外部放射線に係る線量当量率等の測定)  
第313条 放射線・化学管理課長は、管理区域内において、表313-1および表313-2 (第305条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る)に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。
- 2 放射線・化学管理課長は、表313-1に定める周辺監視区域境界付近 (測定場所は図313に定める。)における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。
- 3 放射線・化学管理課長は、第1項または第2項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。

表313-1

場 所	測定項目	測定頻度
管理区域内 <sup>※1</sup>	外部放射線に係る線量当量率 <sup>※2</sup> 外部放射線に係る線量当量 <sup>※3</sup> 外部放射線に係る線量当量 <sup>※3</sup> 空気中の放射性物質濃度 <sup>※4</sup> 表面汚染密度 <sup>※4</sup>	毎日1回 1週間に1回 1週間に1回 1週間に1回 1週間に1回
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量 <sup>※5</sup> 空気吸収線量率 <sup>※5</sup> 空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回 常 時 3ヶ月に1回

- ※1：人の立ち入り頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定  
 ※2：エリアモニタにおいて測定する項目 (使用済燃料の貯蔵施設)  
 ※3：エリアモニタにおいて測定する項目 (使用済燃料の貯蔵施設以外の施設)  
 ※4：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。  
 ※5：モニタリングポストおよびモニタリングステーションにおいて測定する項目

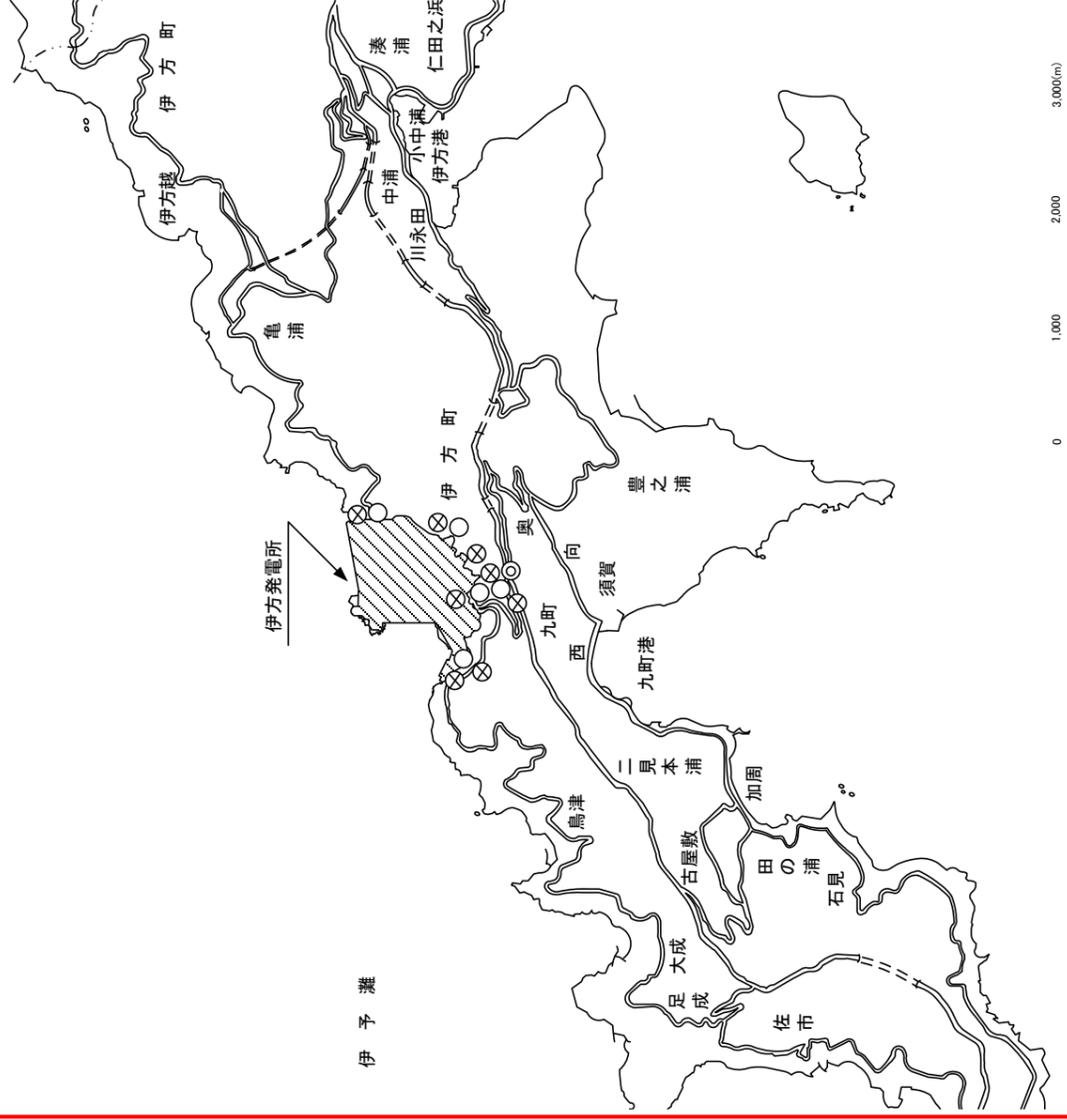
表313-2

場 所	測定項目	測定頻度
汚染のおそれのない管理区域 内	表面汚染密度	1週間に1回 汚染のおそれのない 管理区域が設定され ている期間

変更後の第1編 (運転段階の発電用原子炉施設編)

図113

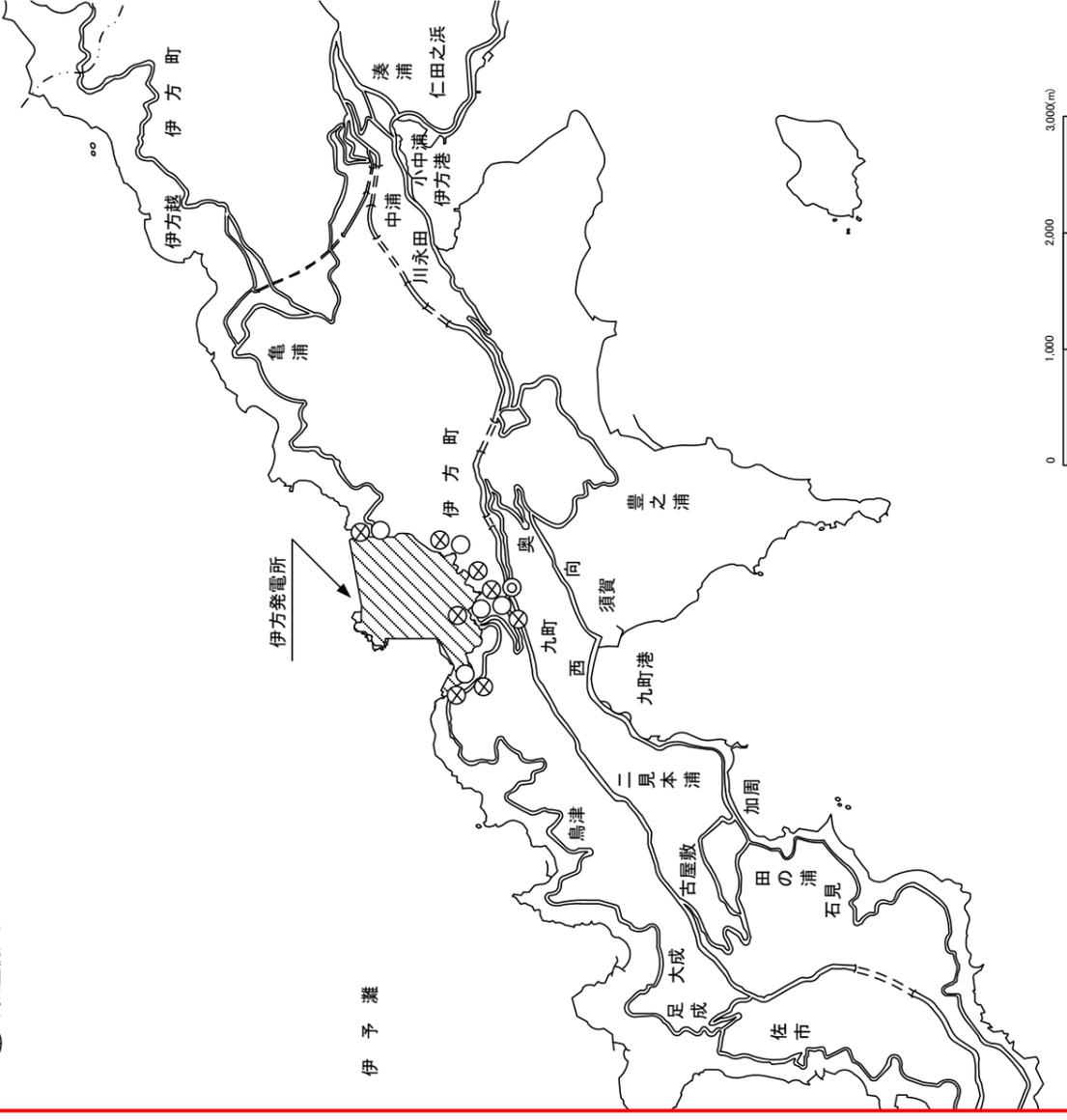
- ⊗ 空気吸収線量
- 空気吸収線率
- ◎ 空気中の粒子状放射性物質濃度
- ◌ 周辺監視区域



変更後の第2編 (廃止措置段階の発電用原子炉施設編)

図313

- ⊗ 空気吸収線量
- 空気吸収線率
- ◎ 空気中の粒子状放射性物質濃度
- ◌ 周辺監視区域



伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編と第2編 (抜粋)

<p>変更後の第1編 (運転段階の発電用原子炉施設編)</p> <p><u>(平常時の環境放射線モニタリング)</u>  <u>第113条の2 放射線・化学管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u></p>	<p>変更後の第2編 (廃止措置段階の発電用原子炉施設編)</p> <p><u>(平常時の環境放射線モニタリング)</u>  <u>第313条の2 放射線・化学管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u></p>
---	---

変更後の第1編 (運転段階の発電用原子炉施設編)

(放射線計測器類の管理)

第114条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表114に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。

ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表114

分類	計測器種類	担当課長	数量
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台※1
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台※1
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台※1
	退出モニタ		3台※1
	試料放射能測定装置 積算線量計測定装置		3台※1※2 1台※1
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台※1
	モニタリングステーション		1台※1
環境放射能計測器	エリアモニタ	計装計画課長	23台※3※4
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台※1
	積算線量計測定装置		1台※1※5

※1：1号炉，2号炉および3号炉共用

※2：1台は表102の試料放射能測定装置と共用

※3：管理区域外測定用の3台を含む。

※4：1号炉および2号炉共用3台ならびに1号炉，2号炉および3号炉共用3台を含む。

※5：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用

第8章 施設管理

(施設管理計画)

第119条 原子炉施設について原子炉設置 (変更) 許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。

【施設管理計画】

3. 保全対象範囲の策定  
組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。

(中略)

(6) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備

(7) 第102条 (表102) に定める放出管理用計測器および第114条 (表114) に定める放射線計測器類

(8) その他自ら定める設備

変更後の第2編 (廃止措置段階の発電用原子炉施設編)

(放射線計測器類の管理)

第314条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表314に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。

ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表314

分類	計測器種類	担当課長	数量
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台※1
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台※1
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台※1
	退出モニタ		3台※1
	試料放射能測定装置 積算線量計測定装置		3台※1※2 1台※1
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台※1
	モニタリングステーション		1台※1
環境放射能計測器	エリアモニタ	計装計画課長	8台※3※4
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台※1
	積算線量計測定装置		1台※1※5

※1：1号炉，2号炉および3号炉共用

※2：1台は表302の試料放射能測定装置と共用

※3：管理区域外測定用の2台を含む。

※4：1号炉および2号炉共用3台ならびに1号炉，2号炉および3号炉共用3台を含む。

※5：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用

第8章 施設管理

(施設管理計画)

第319条 原子炉施設について原子炉設置 (変更) 許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。

【施設管理計画】

3. 保全対象範囲の策定

組織は、原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。

(1) 廃止措置計画で定める性能維持施設 (以下、本章において「性能維持施設」という。)

(2) 第302条 (表302) に定める放出管理用計測器および第314条 (表314) に定める放射線計測器類

(3) その他自ら定める設備

変更後の第1編 (運転段階の発電用原子炉施設編)	変更後の第2編 (廃止措置段階の発電用原子炉施設編)
<p style="text-align: center;"><b>第4節 物品移動の管理</b></p> <p>(管理区域外等への搬出および運搬)                      第115条 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。                      ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。                      2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等 (第93条、第98条および第99条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。) を運搬する場合は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第99条第5項を準用する。                      3 放射線・化学管理課長は、第2項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。                      ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。                      4 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 物品移動の管理</b></p> <p>(管理区域外等への搬出および運搬)                      第315条 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。                      ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。                      2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等 (第293条、第298条および第299条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。) を運搬する場合は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第299条第5項を準用する。                      3 放射線・化学管理課長は、第2項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。                      ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。                      4 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p>

変更後の第1編 (運転段階の発電用原子炉施設編)	変更後の第2編 (廃止措置段階の発電用原子炉施設編)
<p>(発電所外への運搬)</p> <p>第116条 各課長は、核燃料物質等 (第93条, 第98条および第99条に定めるものを除く。) を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</p> <p>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと</p> <p>(4) A型輸送物もしくはB/M型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>(発電所外への運搬)</p> <p>第316条 各課長は、核燃料物質等 (第293条, 第298条および第299条に定めるものを除く。) を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</p> <p>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと</p> <p>(4) A型輸送物もしくはB/M型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>